

2025 年 2 月 No.223

インドネシア

インドネシアのフランチャイズ規制の概要とアップデート

弁護士 中村 洸介

はじめに

2024 年 9 月 2 日、フランチャイズに関する政令 2024 年第 35 号（以下「新政令」という。）が制定、施行された。

外国企業がフランチャイズの形態で海外進出するケースでは、自社又は現地法人のいずれかがフランチャイザーとなって事業展開するケースが多いと見受けられるが、インドネシアにおいては、フランチャイズ規制がインドネシア国内外のフランチャイザーに適用されるため、いずれの場合もこれを遵守する必要があると考えられる。

新政令は、従前のフランチャイズに関する政令 2007 年第 42 号（以下「旧政令」という。）に基づく規制の枠組み自体を変更するものではないものの、規制の整備やアップデートが図られており、本稿では、新政令を踏まえたインドネシアのフランチャイズに関する主な規制の概要について紹介する。

1. フランチャイズ実施基準

フランチャイザーがインドネシアにおいてフランチャイズを実施するためには、原則として以下の基準を満たす必要がある。かかる実施基準は旧政令でも定められていたが、新政令によって要件が変更、詳細化されている。

① ビジネスシステムを有すること
(1)人材管理、(2)アドミニストレーション、(3)運営管理、(4)標準的運営方法、(5)立地選定、(6)事業場のデザイン、(7)従業員の要件、(8)マーケティング戦略等、オペレーションの基準や手順を有していることが求められる。
② 収益性
継続して 3 年以上の事業実績があり、過去 2 年間収益が認められる必要がある。 事業継続要件について、旧政令における 5 年間から 3 年間に短縮された。
③ 登録された知的財産権（商標、著作権、特許、営業秘密等）の保有
旧政令では、登録手続き中の知的財産権であれば STPW 申請の要件を満たすとされていたが、新政令では登録されている必要があり、要件が厳格化した。
④ フランチャイジーへの継続的なサポート
サポートの内容には、(1)トレーニング、(2)運営管理、(3)プロモーション、(4)リサーチ、(5)市場開発等が含まれる。

2. STPW の取得義務

フランチャイザー及びフランチャイジーは、STPW (Surat Tanda Pendaftaran Waralaba) と呼ばれるフランチャイズ登録証を取得しなければならない。これに関して、新政令により、STPW を保有していない事業者がその事業活動においてフランチャイズという用語を使用することが禁止されるに至った点に注意を要する。

フランチャイザーは、フランチャイズ契約を締結する前に STPW を取得しなければならない。STPW の申請は Online Single Submission (OSS) のシステムを通じてオンラインで行われるが、国外のフランチャイザーは STPW の申請において、自国で発行された事業許可証及び自国所在のインドネシア商務部等による事業継続性証明書の提出を求められることに留意が必要である。なお、フランチャイジーは事業開始前に STPW を取得しなければならない。

旧政令では5年と定められていた STPW の有効期間は、新政令によって撤廃されて延長手続は不要となった。新政令制定前に発行済みの STPW については、その有効期限まで引き続き有効であるが、期間満了後は新たな STPW を取得する必要があると解される。

また、フランチャイズ目論見書又はフランチャイズ契約にも規定される情報に変更が生じた場合、OSS を通じて STPW をアップデートしなければならないことにも留意する必要がある。

3. フランチャイズ目論見書の提供

フランチャイザーは、フランチャイズ契約の締結 14 日前までに、フランチャイジーに対して、事業の適法性、事業の歴史、フランチャイザーの組織図、ビジネスシステム、フランチャイジーリスト、フランチャイズ店舗数等を記載したフランチャイズ目論見書を提供する必要がある。フランチャイズ目論見書はインドネシア語で作成されなければならない。

4. フランチャイズ契約書

フランチャイズ契約は、書面によって締結され、インドネシア法を準拠法としなければならない。また、フランチャイズ契約の言語はインドネシア語でなければならないとされているため、外国語を併記する場合もインドネシア語を優先言語とする必要があると解される。

5. 国内のフランチャイザー及びフランチャイジーの義務

インドネシア国内のフランチャイザー及びフランチャイジーは、インドネシア国産品及びサービスを優先的に使用する義務や、中小零細企業との協力義務を負っている。ただし、フランチャイジーについては、フランチャイザーが定める品質基準や要件を満たす場合に限定されている。

[執筆者]



中村 洸介（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士）

kosuke_nakamura@noandt.com

2012 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、M&A 案件を中心に国内外の企業法務全般に従事。ジャカルタ・デスク勤務（2019 年 10 月～2020 年）を経て、現在はシンガポール・オフィスにて、インドネシアをはじめ主に東南アジアにおける日本企業の事業進出や資本投資、その他現地での企業活動全般についてアドバイスを行っている。早稲田大学大学院法務研究科及び Columbia Law School (LL.M.) 卒業。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願います。